

---

# 「震源を特定せず策定する地震動」に係る 基準類改正に伴う手続きについて

2021年2月18日  
原子力エネルギー協議会

# 1. 基準類改正に伴う手続き

「震源を特定せず策定する地震動」に係る基準類改正後、各発電所はその状況に応じて以下のとおり対応する予定である。

設置変更許可		改正基準への適合	対応
許可済み		改正後の基準に適合していない (基準地震動変更：要)	改正基準施行後9ヶ月以内に設置変更許可申請
		改正後の基準に適合している (基準地震動変更：不要)	改正基準施行後3ヶ月以内に「申請が不要であることを説明する文書」提出
審査中	基準地震動： 概ね審査済み	(審査中または未審査)	審査にて説明
	基準地震動： 審査中または未審査		

## 2. 手続きに関する確認事項

「震源を特定せず策定する地震動」に係る基準類改正に伴い必要となる手続きについて、定められた期限内に手続きを実施できるよう、事業者から出ている以下の点を予め確認させていただきたい。

- ① 今回、新たに設置変更許可申請の要否を確認するプロセスが設けられたが、「申請が不要であることを説明する文書」は「法令適用事前確認手続照会書」（ノーアクションレター）を用い、技術的な内容を記載した資料を添付することで良いか。
- ② 既許可後の地下構造モデルに関する新たなデータや知見を活用した結果、設置変更許可申請が不要と考える発電所は「申請が不要であることを説明する文書」を提出することと認識しているが良いか。
- ③ 現在審査中であるものの、既に基準地震動が概ね審査済みとなっている発電所についても、設置変更許可申請（補正）が不要と考える場合は「申請が不要であることを説明する文書」を提出することで良いか。

また、事業者より以下の希望があり、ご検討頂きたい。

- ④ 一部発電所については基準改正後速やかに設置変更許可申請を行い、他の発電所の設置変更許可申請や上記プロセスに伴う審査を待つことなく、申請後速やかに審査がなされることを希望している。
- ⑤ 現行の基準地震動の審査及び基準津波、地質、火山事象等の他の審査案件について、それらが本件の他サイトの審査の影響を受けて滞ることがないように審査が進められることを希望する。